

常任委員会レポート

総務建設

阿久比町税条例等の一部改正

Q 特定一般用医薬品等とは、どのようなものか。

A 医療用から転用された医薬品で、約1,500品目。

現状の医療費控除は、病院の領収書で行うが、こちらは、薬局等の領収書で控除可能。

阿久比町使用料条例及び阿久比町都市公園条例の一部改正

Q 多目的ホールの使用制限と使用料は何をもって決めたか。

A 従来の中央公民館規則の範囲内。前面フラットは、1時

間に付き2,160円。階段式座席は職員が設置・収納に従事するため、1使用につき8,640円。ピアノは、近隣市町の状態を鑑み、1使用につき2,160円とした。

平成28年度一般会計補正予算

新庁舎・多目的ホール完成記念事業費の内、餅投げ・餅つき事業費290万7千円(予定)の内訳説明は、餅投げ214万2千円。餅つき76万5千円。

参加人数3千人を想定し、餅米35俵で約4万個を作製。

4万個は、町内全体に2万1千個、高齢者・体の不自由な人に3千個、当日協力の各種団体へ450個、山車組へ1,500個、消防団へ850個を配布。残りの1万3,200

個が餅投げ用。未就学児及び保護者、小学生、一般女性、一般男性の4回に分けて行うことを考えている。

餅投げの安全対策

A カラーコーン、役場職員などによる警備を配置する。

当日参加できない人への対応や、各字に配布する方法

A 行政協力委員会で協議する。協力を得て対応したい。

完成記念事業費にかける約800万円の認識

A 総額事業費より下げた金額であり、できるだけ多くの町民に見に来てもらいたい思いの結集である。

(山本 恭久 議員)

教生文厚

阿久比町国民健康保険条例の一部改正

Q 今回の対象となる台湾と日本で、二重国籍問題があり、どちらにも税金を払わない可能性があるのでないか。

A 日本国籍があれば日本の国内法が適応される。本町の国民健康保険に加入している台湾国籍の方は7名である。

阿久比町立中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正

Q 中央公民館の管理規定に新しくできるホールを含むことは適切か。

A 平成23年度から新庁舎と多目的ホールの設計をしているが、確認申請では以前あった南館の代替施設としていたので、多目的ホールは、公民館としての施設である。

平成28年度阿久比町一般会計補正予算

Q 民間保育所運営事業費の他市町の事業所内保育委託料で阿久比の子どもが他市町で何人ぐらいお世話になっているか。

A 他市の市町に2か所で2人、県外に1か所で1人。

Q これまで町当局は放課後児童育成事業に対して土地や建物は購入しないと答弁している。なぜ今回は変わったのか。

A J A側から東部支店を閉店、移転するという話があった。地域貢献、社会福祉事業施設として活用できないかと協議したところ、東部学区の学童保育所は老朽化のため、危険性もある。早急に移転が必要ではないかということで結論に至った。

(田中 千代子 議員)

平成28年12月14日に総務建設委員会、15日に文教厚生委員会を開催し、各委員会に付託された議案の説明を受け、質疑を行った。主な内容は次のとおり。